

沖縄県中小企業の振興に関する条例
(平成20年沖縄県条例第18号)

条文と解説

沖縄県観光商工部
産業政策課

目次

	ページ
第1章 総則（第1条 - 第5条）-----	1
第1条（目的）-----	1
第2条（定義）-----	2
第3条（基本理念）-----	5
第4条（県の責務）-----	8
第5条（中小企業者及び中小企業関連団体の努力）-----	9
第2章 基本方針（第6条）	
第6条-----	10
第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置（第7条 - 第13条）-----	12
第7条（中小企業その他の関係者の意見の反映）-----	12
第8条（基本方針を踏まえた支援計画の策定等）-----	13
第9条（支援計画に定めた事業の実施状況の公表）-----	14
第10条（施策実施上の配慮）-----	15
第11条（産学行政の連携の確保）-----	17
第12条（財政上の措置）-----	17
第13条（市町村への協力）-----	17
附則-----	18
（参考情報）平成20年第1回沖縄県議会知事提案理由-----	18

沖縄県中小企業の振興に関する条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 基本方針（第6条）

第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置（第7条 - 第13条）

附則

第1章 総則

第1章は、この条例の総則的規定をまとめた章です。

第1章は、第1条で条例制定の目的、第2条でこの条例で使用する用語の定義、第3条で中小企業の振興に関する基本理念、第4条で県の責務、第5条で中小企業者及び中小企業関連団体の努力について定めています。

第1章に定める基本的事項は、条例の目的を達成するため、県、中小企業者及び中小企業関連団体が共有すべき基本理念や責務、努力義務等を明確にしたものであり、第2章及び第3章の規定の前提となるものです。

第1章の基本的事項を踏まえ、県が中小企業を振興する上で必要となる施策の基本方針を第2章で定め、基本方針に基づく施策の策定等に関し県が講ずる措置を第3章で定めています。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

〔解釈〕

本条は、この条例が規定する事項を明示するほか、この条例が実現する目的を規定しています。

条例は、「中小企業の振興に関する施策を総合的に推進すること」を直接の目的とし、当該目的を達成することを通じて、「本県経済の発展と県民生活の向上に資すること」を高次元の目的として制定されています。

「基本理念」は第3条、「県の施策の基本方針」は第6条、「県の施策の策定過程に

おける中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続」は第7条、「その他県が講ずる措置」は第8条から第13条に規定しています。

「県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等」は、県の責務を第4条、中小企業者及び中小企業関連団体の努力を第5条に規定しています。

「定める」とは、さまざまな要素がある中から、ある物、事柄、範囲等を選び決定すること、又は物事がある状態に維持するために決まりを作ることを意味し、この条例では、中小企業の振興に関する様々な要素から「基本理念」とすべき事柄、範囲等を決定するとともに、県が施策を総合的に実施するための決まりとして、「施策の基本方針」、「意見を反映させる手続」、「その他県が講ずる措置」を定めています。

「明らかにする」とは、ある事柄の内容をはっきりと明確にすることを意味し、この条例では「県の責務」と「中小企業者及び中小企業間団体の努力」の内容を明確にしています。

「推進する」とは、主体的かつ積極的に行動して物事を進行させることを意味し、この条例では、県が自ら積極的に中小企業の振興に関する施策を実施することを規定しています。

「資する」とは、ある事柄の役に立つ、助けになるということの意味し、この条例では、県が中小企業の振興に関する施策を総合的に実施することによって、県経済の発展や県民生活の向上の役に立つということを規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

経営の革新 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第2項に規定する経営の革新をいう。

経営資源 中小企業基本法第2条第4項に規定する資源をいう。

小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

産学行政の連携 事業者(経済団体を含む。第11条において同じ。)、大学等(大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関をいう。第11条において同じ。)又は国(独立行政法人及び政府関係金融機関を含む。第11条において同じ。)、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいう。

〔 解釈 〕

本条は、この条例中で使用する用語のうち、「中小企業者」、「経営の革新」、「経営資源」、「小規模企業者」及び「産学行政の連携」の定義を規定しています。これらの用語は、この条例において重要なキーワードとなっています。

本条第1号の「中小企業者」は、中小企業支援法第2条第1項（第1号から第3号まで）に定義されている中小企業者と同意義としています。

この条例に定める中小企業者の定義を中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までの規定による定義と同じとすることにより、同法及び中小企業基本法に基づく中小企業の振興施策との有機的連携を確保することができ、及びこれらの施策で国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構等の中小企業支援機関が行うものと県が行う施策が相互に矛盾がなく実施できるようにしています。

また、県が講ずべき施策が最も効率的にかつ効果的に実施できるよう、条例が対象とする中小企業者については、中小企業基本法の定義範囲よりも大きく定義されている中小企業支援法の定義と同意義としています。

この条例で定義する中小企業者の範囲は、次の表のとおりです。資本金又は出資総額に関する要件と常時使用する従業員数の要件については、中小企業支援法の中小企業者と同様な解釈の下に、そのいずれかに該当することにより、この条例でいう中小企業者に該当することになります。

図表

主たる事業として営む業種	資本金又は出資総額	常時使用する従業員数
1 製造業、建設業、運輸業その他業種（2から7までの業種を除く。）	3億円	300人
2 卸売業	1億円	100人
3 サービス業（6及び7の業種を除く。）	5千万円	100人
4 小売業	5千万円	50人
5 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
7 旅館業	5千万円	200人

本条第2号の「経営の革新」は、中小企業基本法（第2条第2項）に規定する経営の革新と同意義です。

本条第3号の「経営資源」とは、中小企業基本法（第2条第4項）に規定する経営資源

と同意義です。

本条第4号の「小規模企業者」は、中小企業基本法（第2条第5項）に規定する企業者と同様な範囲となるよう規定しています。なお、小規模企業者は中小企業者に該当するので、本条第1号の「中小企業者」には小規模企業者が含まれることとなります。

本条第5号の「産学行政の連携」とは、事業者、大学等又は国、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいいます。産学行政の連携については、中小企業の振興を図る上で重要であり、第11条の規定により、その確保のため、県は必要な協力を求めるものとしています。

第5号と同様の趣旨でよく使われる「産学官の連携」については、「官」という用語が法令用語としては国の機関を表すものとなりますので、この条例では、国、県、市町村を含めた行政機関全般を指すものとして「行政」という表現を用いて定義しています。

なお、第5号の規定は、事業者、大学等、国、県、市町村の全てが同時に関わる連携のみを示しているのではなく、それぞれが個別に連携することも含めた概念となっています。

【参照条文】中小企業支援法第2条

（定義）

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第2号の3までに掲げる業種及び第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

の2 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

の3 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する者であるもの（前号に掲げるものを除く。）

2 この法律において「経営資源」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第4項に規定する経営資源をいう。

【参照条文】中小企業支援法施行令第1条

(中小企業者の定義)

第1条 中小企業支援法(以下「法」という。)第2条第1項第3号に規定する政令で定める業種並び

にその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5,000万人	200人

【参照条文】中小企業基本法第2条

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するものであることにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。

〔解釈〕

本条は、この条例に定める中小企業の振興に関する基本理念を定めています。

「基本理念」とは、物事のあるべき状態についての基本的な考え方を意味します。

本条の前半部分において、中小企業が「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているもの」であることを認識し、特に、「多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するもの」であることを重要な基礎として認識し、基本理念が形成されていることを示しています。

また、本条の後半部分においては、前半部分において示された認識と特に重要な基礎認識にかんがみ、中小企業の振興については、次の2点を旨として図られなければならないことが明らかにしています。

- (1) 独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること
- (2) 中小企業者の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させること

「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い」とは、中小企業は広範かつ様々な種類の産業分野に存在しており、かつ各分野で個々の企業の特徴を生かした特色ある事業活動を行っていることを示しています。また、その事業活動は、仕入れ（消費）、生産、販売などの経済活動と一体となって行われています。

「多様な就業の機会を提供し」とは、中小企業は個々の企業の特徴ある事業活動に応じた様々な種類の就業の機会（仕事の間）を県民に提供していることを示しています。

「県民生活に必要な物資や役務を提供する」とは、中小企業はその多様な事業活動により、衣・食・住といわれる生活必需品を含め、県民生活に必要な様々な物やサービスを県民に提供していることを示しています。

「本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているもの」とは、中小企業は上に記述した3つの機能を有し、かつその割合は県内全企業の99.9%を占めるほど大きいことから、本県の経済や県民生活の基盤（土台）を形成している重要な存在であることを示しています。

「多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うこと」とは、多くの中小企業が個々の企業の特徴に応じて、これまでにない新しい物やサービスのアイデアを発想し、様々な手段を用いてアイデアを具現化し販売するような活動を行うことを示しています。

多くの中小企業がこのような事業活動を行うことは、新しい産業（物やサービスを生産し提供する事業）を生み出し、就業の機会（仕事の間）を増やし、離島や沖縄本島各地域の経済活動が活発になり住民の生活が便利になる等の効果があることから、特に、「本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するもの」であると示しています。

以上の基礎認識にかんがみ、中小企業の振興に関する基本理念として以下の2つの事項が定められています。

「独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること」とは、他者の干渉を受けず単独で経営権を行使できる中小企業者が自主的に行う経営の向上を図る努力に対し、側面あるいは後方から力を添えることによりその努力がさらに促進され、中小企業者の経営の向上の効果が高まることを示しています。

「中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させること」とは、中小企業の事業活動が活発となることが県内各地域における産業の成長、就業機会の増加、消費活動の活性化、県民生活の向上等の地域の活性化に役立ち、地域の活性化による需要の拡大等が中小企業のさらなる成長発展に繋がることを示しています。

「旨として」とは、以上の2点は、中小企業の振興に関して第一に重んじるべき普遍的な価値観とすることを示しています。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

〔 解釈 〕

本条は、中小企業振興に関する県の責務を規定しています。

県は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定する責務を有するとともに、総合的に実施する責務を有していることをこの条例は明らかにしています。なお、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を県が有することについては、第 5 条第 1 項で中小企業者が自主的に経営の向上を図る努力義務を有し、又は同条第 2 項で中小企業関連団体が中小企業者とともに基本理念の実現に主体的に取り組むべき努力義務を有することとの対比において、県行政が本来的に責務として有していることを明らかにし、中小企業の振興のために、第 3 条に定める基本理念にのっとり県がより強い責任があることを明らかにしています。

「中小企業の振興に関する施策」とは、第 2 章で定める施策の基本方針を具体化するため直接的に必要なものと認められ、かつ基本方針との関係を体系的に整理した県の取組であって、これらの施策を推進する具体的な手段として実施される個別の予算事業等の上位項目に位置付けられるものとなります。

また、「中小企業の振興に関する施策」の対象範囲は、

- ・ 中小企業の振興を直接の政策目的とするとともに、
- ・ 県内の中小企業者や中小企業関連団体が施策の直接の対象となる。

ものが該当すると考えられます。

よって、企業誘致、観光誘客、雇用対策など県内中小企業者等が施策の対象とならないものは本条例の対象外の施策となります。

また、商業、工業、泡盛産業、伝統工芸産業、情報関連産業、健康・バイオ産業等、特定の産業分野の振興を施策の直接の目的とし（例：製造業、泡盛出荷額等の増加等）、その効果として中小企業の振興にも寄与すると考えられる施策についても、中小企業との関連は深いものの政策目的が異なる施策として、本条例では直接には対象としない施策となります。

「総合的に」とは、様々な個別の施策が体系的に整理され、それぞれの施策が有機的な結合体として一つにまとまっている状態を指します。

県の中小企業の振興に関する施策その他については、第 2 章に施策の基本方針、第 3 章に具体的な施策を講ずる上での措置を定めています。

(中小企業者及び中小企業関連団体の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体(以下「中小企業関連団体」という。)は、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

[解釈]

本条は、中小企業者の努力義務を定めるほか、中小企業関連団体における中小企業の振興のための基本理念の実現に主体的に取り組む努力義務を定めています。また、中小企業の振興のために県が行う施策の実施に関し、中小企業者及びその関係団体の協力について規定しています。

本条第1項は、中小企業者に対し、中小企業者自身が経営の向上のため自主的に努力することを求めています。

「経営の向上」とは、現在の経営の状況を基準として、現状より良い経営状態となることを意味しています。例えば、事業収支が赤字の場合はその改善に向けた取組、一定の売上や利益がある場合は、さらに売上や利益を拡大させる取組、確保した利益を基に人材、設備、技術等の経営基盤を強化する取組等が想定されます。

「努めなければならない」とは、中小企業者は例外なく経営の向上を図る努力をしなければならないことを示しています。このことは、第3条で中小企業者の自主的な努力が助長されることが基本理念で示されているとおり、中小企業の振興には、まず中小企業者が努力することが大前提との認識のもとに規定しているものです。

本条第2項は、中小企業に関係のある団体について、中小企業者とともに中小企業の振興のため努力することを求めています。「事業の共同化のための組織」は、事業協同組合や商店街振興組合など、中小企業を構成員とする団体を指しています。「その他の中小企業に関する団体」は、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業支援センターなど、中小企業の振興を主な目的とする団体を指しています。

「努めるものとする」とは、第1項と同じ努力義務ではありますが、合理的な理由がある場合は努力しない場合も許される余地があることを示しています。このことは、第1項に定める中小企業者の努力は、本条例の基本理念を実現する上で必ず行われなければならない努力義務であることとの対比において、両者の立場の違いを示した規定となっています。

努力しない合理的な理由がある場合の例として、当該団体の構成員向けに支援することを目的とする団体が構成員以外の中小企業者に対し支援する取組や、中小企業の事業活動の活性化の効果を地域の活性化に繋げるような取組について、各団体がその実施の可否を判断する場合が想定されます。

本条第3項は、中小企業と中小企業関連団体に対し、県が行う中小企業振興施策に協力することを求めています。

第2章 基本方針

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

中小企業者の経営の革新の促進を図ること。

中小企業の創業の促進を図ること。

中小企業の経営基盤の強化を図ること。

中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。

経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

〔解釈〕

本条は、この条例の基本理念にのっとり、及び基本理念を実現するため、県が実施する中小企業の振興に関する施策についての基本方針について規定しています。なお、基本方針に基づく具体的な施策については、第7条又は第8条の規定により、中小企業者その他の関係者の意見を反映させる措置を講じた上で策定していくことが知事に義務付けられています。

「施策を講ずる」とは、施策を策定し、実施することを意味します。

本条第1号は、中小企業者が経営の相当程度の向上を目指して新しい事業活動に取り組むことを促す施策について規定しています。

「相当程度の向上」とは、売上や利益が一定程度以上（例：年3%以上等）増加することをいいます。

「新しい事業活動」の例としては、売上を増加させるための新たな製品・サービスの開発や提供、新たな販売方式の導入などが考えられます。また、売上を維持しながら利益を増加させるための新たな生産方式の導入による生産コストの削減、ITを活用するなど新たな経営管理方式の導入による管理コストの削減等が考えられます。

これらの取組を促進する施策として、新商品開発に必要な研究開発の支援、大学等が保有する特許技術等の活用の促進、新たな生産設備の導入に関する支援、販路開拓に資するイベント等への支援、ITを活用した経営効率化の促進、事業計画・マーケティング・資金調達等に関する情報提供、助言等が想定されます。

本条第2号は、新規中小企業の創業により、県内経済や県民生活に新たな価値が創造されることを促す施策について規定しています。

創業は、売上が全く無い状態からスタートすることとなるので、まず売上を発生させ、次に売上を増加させ利益を発生させて事業の継続性を確保することが当面の大きな課題となることから、販売しようとする商品自体の品質を高めることはもとより、市場の動向、

競合の存在等の情報を基に事業の成功可能性を見極め、的確な事業計画を作成し、資金を調達する等の周到な準備のもとに創業することが必要となります。

これらの創業に必要な取組を促進する施策として、有望なビジネスプランの発掘や事業化に向けての人的サポート、創業資金の確保の円滑化、創業支援施策に関する情報提供や助言等が想定されます。

本条第3号は、中小企業の経営基盤の強化を図る施策について規定しています。

「経営基盤の強化」とは、中小企業が既存の事業活動の範囲内で経営を向上させるため、売上げや利益等で得た資金（資源）を基に人材、設備、技術等の経営資源を確保するなど経営体制の整備に再投資・再配分する取組、仕入先や販売先の安定確保のため良好な取引関係を構築・維持する取組等が想定され、中小企業にとっては経営革新や創業時に行われる、売上や利益を相当程度増加させるための新たな事業活動と段階的又は並列的に取り込まれる性質のものと考えられます。

経営基盤の強化を図るための施策として、以下のものが想定されます。

人材（従業員、経営幹部等）の育成・確保を促進する施策として、中小企業関連団体が実施する高度な経営人材や技術者等専門人材を育成する講座の開催支援、中小企業が実施する企業内人材育成に対する支援、専門家派遣による専門技術等に関する指導・助言、企業向けの雇用支援活用制度活用相談会の開催、雇用の確保に必要な資金の融資等が想定されます。

生産設備、技術等の確保を促進する施策として、中小企業者への機械類、設備等の貸与、設備投資に必要な資金の融資等が想定されます。

その他の施策として、規模の過小性を改善するための組織化及び経営資源を相互補完するための企業間や大学等との連携の促進、経営を支援するための情報提供・助言、需要の安定や拡大に資するための受注機会の確保に関する取組等が想定されます。

本条第4号は、これまでに規定した経営革新、創業、経営基盤の強化に関する中小企業の努力に共通して必要となる、中小企業者の資金調達を円滑化する施策について規定しています。

資金調達を円滑化する施策として、運転資金が必要な中小企業に対する一般貸付、小規模企業向けの無担保無保証融資等の県単融資制度による運転資金の調達支援、信用保証協会と連携した信用保証機能の強化等が想定されます。

本条第5号は、災害、原料価格の高騰、取引先の倒産等、中小企業を取り巻く経済的社会的な環境が急激に変化した場合に、中小企業者の適応を円滑化する施策について規定しています。

中小企業の適応を円滑化する施策として、取引先企業の倒産により債権回収ができず資金繰りが厳しくなっている中小企業に対するセーフティーネット資金、過剰債務を抱え経営不振に陥った中小企業の再生を目的とした再生支援資金、原油価格や原材料価格の急騰により経営が悪化し対応に苦慮している中小企業に対する支援資金等県単融資制度の充実、各種支援施策に関する情報提供、助言等が想定されます。

第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置

第3章は、第1章に定める基本理念、第2章に定める中小企業の振興に関する施策を講ずる上での県の基本方針を踏まえ、県が中小企業の振興に関する施策を策定する過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置について次のとおり定めています。

- 第7条（中小企業その他の関係者の意見の反映）
- 第8条（基本方針を踏まえた支援計画の策定等）
- 第9条（支援計画に定めた事業の実施状況の公表）
- 第10条（施策実施上の配慮）
- 第11条（産学行政の連携の確保）
- 第12条（財政上の措置）
- 第13条（市町村への協力）

（中小企業者その他の関係者の意見の反映）

第7条 知事は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与するとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により意見が述べられた場合にあつては、当該意見（次項において「提出意見」という。）を十分に考慮して、中小企業の振興に関する施策を策定しなければならない。

3 知事は、中小企業の振興に関する施策を策定した場合には、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。

当該施策を講ずることとする理由又は目的及び当該施策の内容

提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）

提出意見を考慮した結果及びその理由

4 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

〔解釈〕

本条第1項は、知事が中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与しなければならないとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない旨を定めています。

「施策の策定」とは、新たな施策を考えてその内容等を決定することを意味します。

また、本条は知事が施策を策定する場合に適用されるものですが、知事が施策を策定す

る意思を持って関係者の意見を聴く手続を講じ提出意見を考慮した結果、最終的に施策を策定しないと判断した場合についても、本条第3項の規定に基づき定められた事項を公表することとなります。

なお、本条は施策の策定に当たり関係者の意見を聴き十分に考慮する等の手続を義務付けているものであり、関係者の意見を施策に反映することの可否及びその範囲については、最終的に知事が決定することとなります。

本条第1項の後半部分においては、県は関係者の意見を募集し把握する手続（県のホームページ上でのパブリックコメント方式による意見募集、施策説明会の質疑応答等による意見聴取など）に加えて、施策に係る情報交換のための意見交換会や講演会、勉強会等を開催するなど、中小企業者その他の関係者の相互間における意見交換を促す取組みを行う義務を定め、県が中小企業の振興に関する施策を策定するに当たって、関係者の意見を有効に反映させる措置を講ずることにより、より効果的かつ合理的な施策を策定することをこの条例は求めています。

本条第2項は、県は中小企業の振興に関する施策を策定するに当たり、関係者から提出された意見を十分に尊重しなければならないことを規定しています。

本条第3項は、新たな中小企業の振興に関する施策を策定した後、その施策の内容、提出された意見とその意見に対する県の考え方を遅滞なく公表しなければならないことを規定しています。

本条第4項は、公表の方法は県のホームページに掲載し閲覧に供する方法等の適切な方法により行うことを規定しています。

（基本方針を踏まえた支援計画の策定等）

第8条 知事は、中小企業支援法第4条第1項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるに当たっては、同条第2項の規定によるほか、第6条の基本方針を踏まえるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、支援計画を定める場合について準用する。

3 知事は、支援計画を定めた場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

〔解釈〕

本条第1項は、中小企業支援法第4条第1項の規定に基づき県が行う中小企業支援事業の実施に関する支援計画（1年度単位の行政計画）を定めるに当たっては、支援計画の内容を第6条の基本方針を踏まえたものとしなければならないことを規定しています。

本条第2項は、支援計画を策定する際は、第7条第1項及び第2項の規定が準用され、関係者の意見を聴くとともに、計画策定に当たって関係者から提示された意見を考慮することを規定しています。

本条第3項は、支援計画を策定した後は、遅滞なく公表しなければならないこと、公表する場合の方法は第7条第4項の規定が準用され、ホームページに掲載し、閲覧に供する方法等の適切な方法としなければならないことを規定しています。

【参照条文】

中小企業支援法第3条及び第4条
(中小企業支援計画)
第3条 経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県(政令で指定する市を含む。以下同じ。)及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの(以下「中小企業支援事業」という。)の実施に関する計画を定めるものとする。
中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業
中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業
中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業
中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第1号又は第2号に掲げる事業(第7条第1項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。))において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業
前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

2 経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。
3 経済産業大臣は、第1項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事(第1項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。)に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
第4条 都道府県知事は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、同条第1項の計画に基づき、当該都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、これを経済産業大臣に届出するものとする。
2 都道府県知事は、前項の計画を定めるに当たつては、地域における中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

(支援計画に定めた事業の実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、支援計画に定めた事業の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。この場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

〔解釈〕

本条は、県の中小企業振興施策の実施状況を取りまとめて毎年公表しなければならないこと、公表する場合の方法は第7条第4項の規定が準用され、ホームページに掲載し、閲覧に供する方法等の適切な方法としなければならないことを規定しています。

(施策実施上の配慮)

第10条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について十分に配慮し、独立した中小企業者の自主的な努力を阻害することのないようにしなければならない。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業の事業活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮し、中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与することとなるよう努めなければならない。

3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、融資その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

〔 解釈 〕

本条は、県が中小企業振興施策を実施する場合に、配慮すべき事項について規定しています。

本条第1項は、中小企業の振興に関する施策は、第3条の基本理念が示すとおり中小企業者の自主的な経営努力が助長されることが本来の目的であるのに、県が中小企業の振興に関する成果を求めるあまり中小企業振興施策を実施すること自体を目的化してしまうこと等の理由によって、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響を考慮せず、又は無視する形で実施されることは目的を見失ったものとなることから、本条は県に対し、中小企業が自らの能力を生かし自主的に努力できる又は努力すべきと考えられる領域まで必要以上に踏み込んで施策を講ずることのないようにしなければならないことを規定しています。

「当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について十分に配慮」とは、当該施策の対象となる中小企業に対し、当該施策を講ずることによってその経営の向上にどのような効果がどの程度期待できるのか、また効果を期待する一方で、当該施策が経営に悪い影響を及ぼす要素があるのか等、当該施策を講ずることによるプラス・マイナスの影響について配慮することを示しています。

具体的には、人材育成・確保等の経営基盤の強化を経営課題とする中小企業に対して新商品開発や販路開拓の施策を講ずること、逆に事業継続のため売上や利益の向上を喫緊の経営課題とする企業に対して人材育成・確保等の施策を講ずること等、県が認識している政策課題と中小企業が抱えている経営課題が異なる状態で施策が講じられることのないよう、施策を講ずるに当たっては、中小企業の立場から見た投資リスク、費用対効果、事業の継続可能性等の経営上の課題について配慮することなどが想定されます。

なお、県が地方公共団体として講ずる様々な施策がいわゆる民業圧迫とならないようにする旨の配慮（県が講ずる施策と同一又は同類若しくは同等の事業を民間事業者が営んでいる場合にあっては、県がこれら民間事業者の事業を損ねることがないよう配慮すること

又は民間ができることは民間に委ねる旨に配慮すること)については、県が施策を講ずる上で当然に配慮すべき事項となりますので、この条例には規定していません。

本条第2項は、県が中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業の事業活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮し、中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与することとなるよう努めなければならない旨を定めています。第3条に規定する中小企業の振興に関する基本理念を実現する上で、本条第2項の規定による配慮が重要な考慮要素となることを明らかにしています。

「離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮」とは、中小企業施策を講じた効果として中小企業の事業活動が活性化された場合、当該中小企業が立地する地域又は事業を展開する地域の活性化にどのような効果がどの程度期待できるのか、また効果を期待する一方で、当該事業活動の活性化が地域に悪い影響を及ぼす要素があるのか等、当該施策を講ずることによるプラス・マイナスの影響について配慮することを示しています。

具体的には、創業や新商品の開発・販売等を促す施策の場合、当該地域に新たな価値が創出され、県民の多様なニーズに対応し生活の向上に資する等の効果が期待できる一方、競合する既存企業との過度な価格競争が発生し「共倒れ」してしまうことによって県民生活への悪影響が懸念される場合や、工場やホテル等施設の立地を伴う事業が展開される場合、雇用の拡大や観光客の誘致等の効果が期待できる一方、施設の稼働に伴う廃棄物の増加等による自然環境への悪影響が懸念される場合等が想定され、県は中小企業施策を講ずるに当たり、地域へのプラス・マイナス両面の影響に配慮し、プラス面の影響(地域活性化への寄与)がより大きいと考えられる施策を講ずるよう努力することが求められています。

本条第3項は、県が中小企業の振興に関する施策を実施する上で、個人事業者など小規模企業者に対し施策を実施する場合は、小規模企業者が人材や設備、資金などの経営資源に余裕がなく、自主的な努力に限界がある場合が多いことを特に考慮して取り組む必要があるとこの条例は規定しています。

「小規模企業の経営の発達及び改善に努める」とは、小規模企業が必要とする経営資源が確保できず、本来あるべき経営形態に達していない未発達な状態にある場合に、経営資源の確保の支援等その発達に資する施策を講ずること、小規模企業の売上が低迷し事業継続が困難である等経営状況が悪い状態にある場合に、運転資金の融資、経営指導等その経営の改善に資する施策を講ずること等の努力を示しています。

「融資その他の事項」とは、無担保無保証融資や小口融資等小規模企業向けの融資制度、小規模企業向け設備貸与制度、中小企業向け補助金の支援要件の緩和等が想定されま

す。

「配慮」とは、他者や他の事柄のために心を配る、気を使うことを意味します。

「考慮」とは、自らが判断を下し、又は行動する前に、様々な要素を考えあわせることを意味します。

(産学行政の連携の確保)

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が適切に実施されるよう、必要に応じ、事業者、大学等又は国若しくは市町村に対し、産学行政の連携について必要な協力を求めるものとする。

〔解釈〕

中小企業の振興を図る上で重要な施策として「産学行政の連携」の確保が個々の施策を実施する上で必要であるとし、「産」・「学」・「行政」のそれぞれのセクター（主体）が相互に密接な連携を図ることが重要な要素となります。

「産学行政の連携」とは、事業者、大学等又は国、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいいます。「産」とは、事業者のほか、経済団体を含む用語です。「学」とは、大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関をいいます。「行政」とは、県のほか、国（独立行政法人及び政府関係金融機関を含む。）及び市町村をいいます。なお、この連携は、事業者、大学等、国、県、市町村の全てが同時に関わる連携のみを示しているのではなく、それぞれが個別に連携することも含めた概念となっています。

本条は、県が施策を実施するに当たり、必要に応じて産学行政の連携を図るため各主体に協力を求めることを規定しています。それぞれ得意分野を持つ各主体が連携することによって、中小企業者にとって効果的な施策となることを期待しています。

(財政上の措置)

第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

〔解釈〕

本条は、第4条に規定する県の責務を果たすため、具体的な施策及び事業の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努力することを念のために明らかにしたものです。

ただし、県の予算は医療、福祉、教育、防災など、県が担う様々な分野の施策を総合的に調整し措置されるものですので、この規定は、県全体の予算から中小企業関連予算として一定規模の予算額が枠配分のような形で確保されるべきであることや予算額が増額されるべきであることを県に義務づけるものではありません。

(市町村への協力)

第13条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

〔解釈〕

本条は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策に対する県の協力を規定しています。

市町村は、県と同等の地方公共団体であって、県と市町村は対等な関係にあり、県同様に中小企業振興のための条例を制定するなど独自の中小企業の振興に関する施策を策定し、実施することが可能であることから、この条例では市町村の「役割」と規定するのではなく、市町村が主体的に進める中小企業振興施策に関し、県が市町村の求めに応じ、情報を提供し、技術的な助言をし、又はその他必要な協力を実施することを規定しています。

具体的には、

商店街や中心市街地の活性化等に関する法令の規制や支援策の情報提供及び活性化計画の策定に関する助言、

地域の農水産物、伝統工芸、伝統文化等の地域資源を活用した中小企業の新商品開発及び事業化等に関する支援策や先進事例等の情報提供、

観光地としての受入体制づくり（観光まちづくり）の施策と連動した中小企業支援等に関する情報提供や助言

等が想定されます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔解釈〕

附則は、条例の効力が発生する日を規定しています。この条例は、公布の日から施行することとされています。なお、公布の日は、平成20年3月28日です。

（参考情報）

（平成20年第1回沖縄県議会知事提案理由）

理 由

中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、中小企業の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

この「理由」は、沖縄県知事が、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、平成20年2月13日に開会した平成20年第1回沖縄県議会（定例会）に条例議案として「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を提出した際の提案理由です。

提案理由は、条例の案第1条に定める条例制定の目的に沿って、条例案の提出理由を明らかにしています。